

四条通整備完成後のエリアマネジメントについて

1 実施主体

四条通駐停車マネジメント部会を改称し、「四条通沿道利用マネジメント部会」とする。

【部会構成員】

京都タクシー業務センター，京都府トラック協会，四条繁栄会商店街振興組合，京都市

2 目的

四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に伴い2車線化した区間において，四条通沿道利用マネジメント部会の各構成員が，四条通沿道を適正に管理していくことで，沿道アクセススペースの機能の確保，交通の円滑化，自転車対策など，沿道利用の整序化を図る。

3 対象区間

四条通（烏丸通～川端通間） 約1,100m

4 定義

- (1) 四 条 通 沿 道…烏丸通から川端通間の四条通の沿道とする。
- (2) 沿道アクセススペース…四条通沿道に設けられた，停車スペースとする。
- (3) タクシー乗り場…四条通沿道に設けられたタクシー専用の乗り場とする。

5 四条通沿道の利用ルール

四条通沿道の利用ルールは以下のとおりとする。

- (1) タクシー乗り場及びバス停留所を除く四条通沿道において，車両を停めることのできる場所は，沿道アクセススペースに限る。
- (2) 沿道アクセススペース及びタクシー乗場をはみ出して車両を停めてはならない。
- (3) 沿道アクセススペースでは，人の乗降及び5分以内の荷物の積卸しのために車両を停めることができる。
- (4) タクシー乗り場以外で客待ちをしてはならない。
- (5) 歩道では，終日，自転車の通行をしてはならない。
- (6) 車道では，8時から21時までの間，自転車の通行をしてはならない。
- (7) 四条通沿道に自転車を放置してはならない。

(参考：対象区間における道路交通法上の交通規制)

○ 車両

箇所	規制内容
沿道アクセススペース，タクシー乗り場，バス停以外	駐停車禁止
沿道アクセススペース	停車可

○ 自転車

箇所	規制内容
歩道	終日通行禁止
車道	8時から21時まで通行禁止

6 各構成員の役割

四条通沿道利用マネジメント部会の構成員は、自らルールを遵守することはもとより、ルールの周知、ルール遵守及びマナー向上の啓発および指導に努める（具体的な役割については別紙1を参照）。

7 指導・啓発方法

(1) 巡回指導・啓発

部会構成員は必要に応じて、四条通沿道に巡回指導員又は啓発員を配置し、指導又は啓発状況を四条通沿道利用マネジメント部会に報告する。

(2) 防犯カメラを活用した指導・啓発

四条通の沿道アクセススペースやタクシー乗り場に沿道の整序化を図るため防犯カメラを設置し、そのカメラによりルール違反車両を発見した場合、指導・啓発を行う。

- ① ルール違反車両の情報を抽出
- ② 各団体の事務局へルール違反車両の情報を提供
- ③ 各団体からルール違反をしている会員等への指導
- ④ 指導啓発状況を四条通沿道利用マネジメント部会で報告
各団体の指導状況のチェック・改善

(3) 指導・啓発の見直し

指導・啓発については、実態に即した見直しを図ることとし、取組の実効性の向上に努める。

8 合意書の締結

以上の四条通沿道利用の適正化に関する項目について、実効性を高めるため、構成員が順守することに関する合意書を締結する。